

学校感染症罹患報告書(出席停止)

学校保健安全法第19条により、学校における予防すべき感染症に罹患した場合は「出席停止」になります。出席停止期間については、下表のように規定されております。

対象疾病		出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ボリオ)、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻しん(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風しん(三日ばしか) 水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 新型コロナウイルス感染症 結核 髄膜菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんが痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 →流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) 溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、手足口病など	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

【保護者記入欄】(※ 下記2つともチェックが入る必要があります)

診断名()

- 出席停止期間の基準を確認しました。
 薬局から発行されるお薬の説明書、もしくは受診を証明できる書類(医療費明細書等)を添付しました。
 上記2つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態になりましたので、登校を再開します。

令和 年 月 日

学年 学科 番 生徒氏名

保護者氏名 印

【学級担任 記入欄】出席停止期間を確認のうえ、サインをお願いします。

早退日 なし・あり → 月 日()
 欠席期間 月 日() ~ 月 日()

学級担任名

※登校再開後、5日以内に提出してください。未提出の場合は欠席扱いとなります。

